

五所川原市教育施策の大綱

令和2年度～令和6年度



令和2年3月

五所川原市

目 次

I	はじめに	1
II	五所川原市教育施策の大綱及び教育振興計画の体系図	2
III	基本方針の実現に向けた展開	3
	目標 1 一人一人の個性・能力を伸ばす学校教育の充実	3
	目標 2 学校・家庭・地域の連携推進	5
	目標 3 生涯学習・スポーツの推進	6
	目標 4 芸術・文化活動の推進と郷土芸能の継承	7
	五所川原市民憲章	8

I はじめに

1. 大綱策定の趣旨

平成27年4月改正の「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に基づき、地方公共団体の長は、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化振興に関する総合的な施策の大綱を策定することが求められています。

本市では、市政運営の基本方針である五所川原市総合計画（以下「総合計画」といいます。）を策定し、その基本構想のなかでまちづくりの基本的な方向性、施策の大綱、土地利用構想、重点戦略を示しています（平成27年3月24日議決）。特に施策の大綱はまちづくりを進める上での政策大要であり、そのうち基本政策3「個性を伸ばし育む人財・文化づくり」は教育・文化分野の根本となる政策として位置付けられています。

基本構想は平成27年度から令和6年度までの10年間を計画期間としていることから、前期基本計画（平成27年度～平成31年度）に引き続き、後期基本計画（令和2年度～令和6年度）においても適用となります。

こうしたことを踏まえ、教育委員会と連携して総合的に教育施策を推進していくために、総合計画基本構想のうち、教育・文化分野の基本政策を「五所川原市教育施策の大綱」として位置づけ策定します。

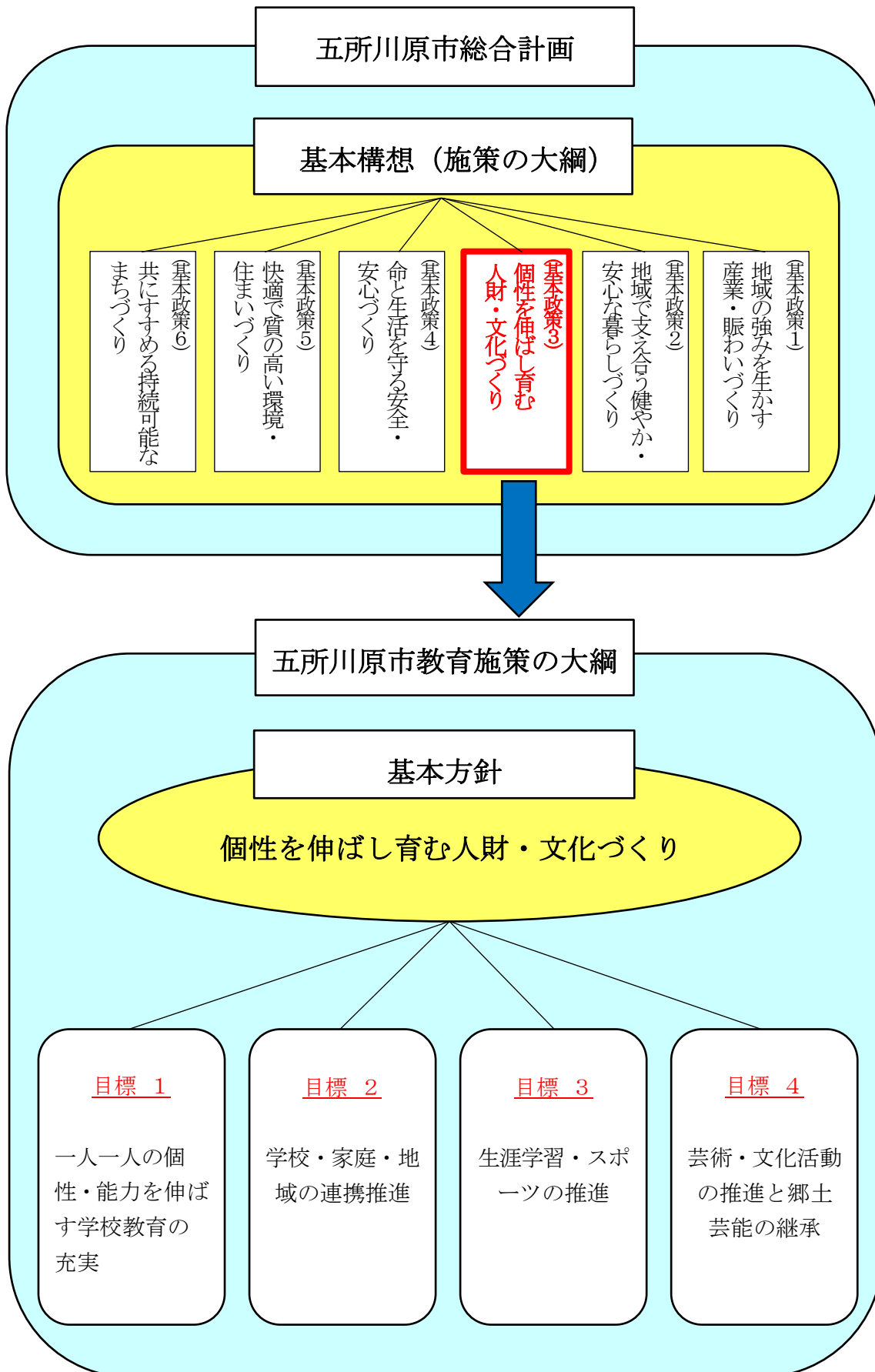
また、教育委員会において「五所川原市教育施策の大綱」を実現するための計画として「教育基本法」に基づく「五所川原市教育振興計画」を策定します。

2. 大綱の期間

本大綱は、令和2年度から令和6年度までの5年間を実施期間とします。

ただし、法改正及び市の上位計画の改変、また、社会経済状況の大きな変動等を踏まえて、総合教育会議において協議、調整を行い、状況に応じて適宜見直ししていくものとします。

II 五所川原市総合計画及び五所川原市教育施策の大綱の体系図



Ⅲ 基本方針の実現に向けた展開

目標1 一人一人の個性・能力を伸ばす学校教育の充実

「知・徳・体」のバランスのとれた力を養成し、「生きる力」を育むとともに、きめ細かな学習支援、特別支援教育の推進等により、一人一人の個性・能力を伸ばす学校教育を推進します。併せて、国際化・情報化時代に対応した人財の育成を図ります。

目標設定の背景と課題

- 文部科学省は、平成30年に「第3期教育振興基本計画」を策定し、夢と志を持ち可能性に挑戦する力の育成、社会の持続的な発展をけん引する多様な力の育成、生涯学び活躍できる環境整備、学びのセーフティネットの構築、教育施策推進のための基盤整備の5つを基本的な方針として示しました。併せて、令和2年度からは小学校において、令和3年度からは中学校において新学習指導要領が完全実施されることから、これらを踏まえた教育施策の展開が必要となります。
- 平成17年に施行された「食育基本法」では、特に子どもに対する食育を重視し、さらに同法に基づき決定された国の「食育推進基本計画（現在、第3次食育推進基本計画）」では、子どもたちの健全な食生活の実現と豊かな人間形成を図るため、学校における食育を推進することを重要視しており、引き続き食育の推進に取り組む必要があります。
- いじめに関しては、平成25年に公布された「いじめ防止対策推進法」に基づく国の「いじめ防止基本方針」が平成29年に改訂され、学校での対策強化、関係機関との連携、インターネットを利用したいじめ防止などが追加されたことから、いじめの根絶に向けた取組を一層推進する必要があります。
- 本市では基本政策の実現に向け、教育基本目標を『ふるさとを愛し、ふるさとの文化を育む心豊かでたくましい人づくり』としながら、学校教育においては、生きる力を育むとともに、子どもたち一人一人の個性・能力を伸ばし、国際化・情報化時代に対応した人材育成を図ってきたところです。
- 各学校では子どもたちや地域の実情を踏まえた特色ある教育活動を展開していますが、標準学力検査や県学習状況調査等の結果からは、習得した知識・技能を活用する力や、思考力・判断力・表現力が十分でないなどの課題がみられます。併せて、基本的な生活習慣が身に付いていない子どもや、規範意識が低く問題行動を繰り返す子ども、人間関係づくりが苦手な子ども等への対応も各学校の課題となっており、学校教育におけるこれらの課題の解決に向けて、より一層取り組む必要があります。
- 1日の大半を過ごす学校が子どもにとって安全・安心な場となるよう、学校施設の計画的な修繕・維持管理を図るとともに、社会情勢に対応した教育環境の基盤整備に取り組むほか、いじめ対策や教育相談、問題行動の未然防止、不登校対策等の課題について、家庭・地域社会や関係機関との連携による取組が求められています。

主な取組内容

- 1 「知・徳・体」の調和のとれた子どもの育成
- 2 きめ細かな教育相談・指導体制の強化
- 3 教育環境の整備と安全・安心の確保
- 4 特別支援教育の充実
- 5 時代の要請に対応した教育の推進
- 6 いじめ防止対策の推進

目標 2 学校・家庭・地域の連携推進

地域全体で子どもを育み、また、郷土への誇りと愛着形成を図るため、学校と家庭・地域が連携し、多様な体験機会の創出や家庭の教育力の向上、規範意識の習得、学校支援体制の構築等に取り組みます。

目標設定の背景と課題

- 家庭や地域の教育力の低下が指摘される中、学校への期待や教職員の負担感が増加しており、学校運営を地域全体で支える仕組みづくりが求められています。本市では、学校、家庭、地域が一体となって、地域ぐるみで子どもを育てる体制を整えることを目的とした「学校支援地域本部事業」を実施しています。
- 子どもが豊かな感性を育てていくため、地域・家庭と連携協働し、自然の中での体験活動や文化芸術に触れる機会を確保していく必要があります。
- 郷土に対する誇りや愛着の醸成に向けて、地域活動団体や地元企業などとの連携を図り、地域の産業や歴史・文化、自然等について学習・体験する機会の充実を図っていく必要があります。

主な取組内容

- 1 家庭の教育力の向上
- 2 地域と連携した取組の推進
- 3 開かれた学校運営及び学校支援体制の構築

目標3 生涯学習・スポーツの推進

多様化する余暇活動の中において、地域における生涯学習・スポーツの推進と活動を通じて多様な交流を促進するため、地域特性・資源を生かした学習機会の充実や様々なスポーツ活動機会の充実、施設整備の推進と有効活用を図ります。

目標設定の背景と課題

- 経済発展や国際化・情報化、ライフスタイルの変化等、社会情勢の変化に伴い、自己啓発・自己実現への欲求が高まり、かつ多様化してきています。文部科学省は、平成30年に「第3期教育振興基本計画」を策定し、「生涯学び活躍できる環境の整備」を基本的な方針の一つに掲げており、本市においても生涯学習の推進を図っていく必要があります。
- 地域における生涯学習・スポーツ活動の活性化を図るためにも、指導者の確保やアクセスのしやすさ、拠点施設の整備等を推進するとともに、生涯学習・スポーツ活動を通じて、多様な世代や地域の人々が交流する機会の創出を図っていく必要があります。

主な取組内容

- 1 豊かな学び・スポーツ機会の充実
- 2 各種団体における活動の活性化支援
- 3 指導者・協力者の育成及び活動支援
- 4 図書館活動の推進

目標4 芸術・文化活動の推進と郷土芸能の継承

地域における芸術・文化の醸成を図るため、様々な分野における優れた芸術・文化に触れる機会の創出や芸術・文化拠点の整備を推進するとともに、伝統文化の継承に向けた取組支援や文化財の保護・活用を図ります。

目標設定の背景と課題

- 平成29年に新たに制定された「文化芸術基本法」では、これまでの文化芸術そのものの振興に加え、観光・まちづくり・国際交流・福祉・教育・産業その他の各関連分野における施策を取り込み、文化芸術により生み出される様々な価値を文化芸術の継承、発展及び創造に活用することを定めました。併せて、平成30年には同法に基づく「文化芸術推進基本計画（第1期）」が策定され、今後の文化芸術政策の目指すべき姿や今後5年間（平成30年度～令和4年度）の文化芸術政策の基本的な方向性が示されており、これらを踏まえて本市の文化芸術の振興を図る必要があります。
- 平成30年改正の文化財保護法では、過疎化・少子高齢化等を背景に、文化財の滅失・散逸等の防止が課題であり、未指定を含めた文化財をまちづくりに生かしつつ、地域社会が一体となり、その継承に取り組んでいくことが必要なため、地域における文化財の計画的な保存・活用の促進や地方文化財保護行政の推進力の強化を図ることを定めており、これらを踏まえて文化財を保護及び活用することが必要となります。
- 本市では、立佞武多や太宰治記念館「斜陽館」をはじめ、観光資源としても魅力ある指定文化財を有し、それらに関わる芸術・文化活動及びイベントも盛んに行われており、市民の誇りとなっています。今後は、未指定を含む貴重な文化財の更なる活用と新たな魅力の創出・発信による文化振興、文化財保護を目指す必要があります。

主な取組内容

- 1 芸術・文化に触れる機会の充実
- 2 郷土芸能の継承と地域文化活動の振興
- 3 文化財の保護と活用

～ 五所川原市民憲章 ～

わたしたちのまち五所川原市は霊峰岩木山を望み、津軽平野を潤し十三湖へ流れる岩木川の恵みに生まれ、豊かな地域資源と長い歴史を誇ってきました。

わたしたち市民は、先人たちの不撓不屈^{ふとうふくつ}の精神によりつくりあげられた歴史と伝統を受け継ぎ、共に支えあい開かれた平和なまちをつくるため、ここに市民憲章を制定します。

- 1 夢と志をもち、発展する郷土をつくります。
- 1 郷土に誇りをもち、文化のかおるまちをつくります。
- 1 学びを続け、健やかで潤いのあるまちをつくります。
- 1 自然を大切にし、美しく住みよいまちをつくります。
- 1 きまりを守り、互いに助け合い安全なまちをつくります。

～ 五所川原市の花・鳥・木・貝 ～

■市の花 ノハナショウブ



■市の鳥 ミサゴ



■市の木 ヒバ



■市の貝 ヤマトシジミ

